

令和6年度「あやべ特別市民制度」ふるさと産品募集要項

令和6年度にあやべ特別市民へ送る「ふるさと産品」を募集します。
郷土色豊かで、本市の情報発信につながる産品の申込みをお待ちしております。

「あやべ特別市民制度」とは

本市出身者や関心のある方が、会員登録し綾部市を応援していただく制度です。
会員には、ふるさと産品を発送するとともに、会報や市広報紙をお送りしています。

*令和5年度会員数1,559人 ※令和5年12月8日時点

【発送予定時期】7月、9月、12月、2月

【参考】令和5年度ふるさと産品（年3回、次の中から一つを会員が選択）

第1回：綾部産新米、特産品（3種）

第2回：特産品詰め合わせ（2種）、特産品（2種）

第3回：地酒、特産品詰め合わせ、特産品（2種）

第1～3回共通商品：特産品（3種）



1 応募要件

- ① 綾部市内に事業所を有する法人または団体、個人
- ② 応募産品は自社の商品で、郷土色豊かなものであり、数量的に安定供給が見込めるもの
- ③ 既に発売している、もしくは近日中に発売を予定している商品（試作品は対象外）
- ④ 産品の情報発信に積極的で、産品と綾部市のブランド力向上に意欲がある
- ⑤ 販売許可、営業許可を受けていること

2 募集産品 ① 米・酒 ② 菓子・食品 ③ 民芸品・工芸品ほか

3 応募方法

事務局でお渡しする「申込書」に必要事項を記入のうえ、商品見本を添えて、下記の期間内にお申し込みください。申込書・募集要項（詳細）は企画政策課で配布していますので、ご連絡ください。※期間を過ぎての受付はできません。

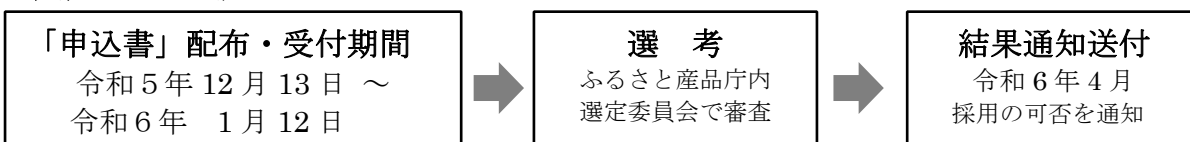
4 「申込書」配布・受付期間

令和5年12月13日(水)～令和6年1月12日(金) 午前8時30分から午後5時まで
※ 土日祝日は除く。

5 決定方法

綾部市ふるさと産品庁内選定委員会で選考し、結果をお知らせします。

6 決定までの流れ



7 申込み先・問い合わせ先

綾部市企画政策課（あやべ特別市民事務局）大東、梅原
電話 42-4214（直通）

多数のご応募
お待ちしております

